

ビジネス・低圧 2 年割

(附帯料金条件)

2025 年 8 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

ビジネス・低圧 2 年割

目 次

本 則..... 1

1 適 用..... 1

2 附 帯 種 別..... 1

3 適 用 範 囲..... 1

4 契約の申込み..... 1

5 契 約 の 成 立..... 1

6 適 用 期 間..... 1

7 料 金..... 2

8 契約の廃止または変更..... 2

9 解 約 違 約 金..... 2

10 そ の 他..... 2

附 則..... 3

1 適 用

このビジネス・低圧2年割料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）

2 附 帯 種 別

この料金条件の附帯種別は、ビジネス・低圧2年割といたします。

3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）により電気の供給を受け、当社がこの料金条件とあわせて契約することを認める契約種別（以下「主契約」といいます。）の適用を受けるお客さまで、この料金条件の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 契約の申込み

お客さまが、この料金条件にもとづく契約（以下「2年割契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめこの料金条件を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

5 契約の成立

2年割契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

6 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、2年割契約の適用開始日（2年割契約の受付日の翌営業日から起算して8営業日目以降最初の検針日といたします。）から24月目の検針日の前日（以下「適用期間満了日」といいます。）までといたします。
- (2) 2年割契約の適用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれから廃止または変更の申出がない場合は、2年割契約は、適用期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものとし、当社は、継続される適用期

間のみをお客さまにお知らせいたします。

7 料 金

この料金条件の適用を受ける期間の各月の料金は、主契約の料金条件によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

割引額 = $\frac{\text{主契約の料金条件によって算定された基本料金および電力量料金（燃料費調整前の料金といたします。）の合計}}{100} \times 2 \text{ パーセント}$

8 契約の廃止または変更

お客さまが、主契約による需給契約を廃止または主契約以外の契約種別に変更した場合は、その日に2年割契約が消滅するものといたします。

9 解約違約金

2年割契約の適用期間満了に先だって、お客さまが2年割契約を廃止した場合または8（契約の廃止または変更）により2年割契約が消滅した場合には、原則として、次に定める解約違約金を料金とあわせて支払っていただきます。ただし、適用開始日以降22月目の検針日から適用期間満了日までの期間に、お客さまが2年割契約を廃止した場合または8（契約の廃止または変更）により2年割契約が消滅した場合には、解約違約金は発生いたしません。

解約違約金（1 契約種別につき）	5,000円00銭
------------------	-----------

10 そ の 他

この料金条件に定めのない事項については、主契約の料金条件に定めるところによるものといたします。

(実 施 期 日)

この料金条件は、2025 年 8 月 1 日から実施いたします。